○生坂村高校生等バス通学費補助事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通機関等を利用した高校生等の通学に係る経済的負担を軽減するとともに併せて村が取り組む Co2 削減及び村営バス利用者増加を図るため、生徒の保護者に対して補助金を交付することについて、生坂村補助金等交付規則(昭和51 年生坂村規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 高校生等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 1 条に規定する高等学校、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)及びその他法に定める学校に準ずると認められる学校(以下「高等学校等」という。)に通学する者をいう。
 - (2) 公共交通機関等 村内を運行する路線バス(以下「公共交通」という。) をいう。
 - (3) 保護者 子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべて に該当する ものとする。
 - (1) 村内に住所を有し、村内から高等学校等に通学している高校生等の保護者。
 - (2) 保護者において、前年度の村税等(村県民税,固定資産税,軽自動車税,国民健康保険税、水道・ 下水料金等)に未納がないこと。
 - (3) その他村長が補助対象者と認めるもの。

(補助金額及び補助対象期間)

- 第4条 補助金額は、自宅からの通学の手段として公共交通の定期券や回数券等の購入に要した総額費用の2分の1以内とし、補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 紛失等により定期券等を再購入したときは、重複する補助対象期間については除くものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、「生坂村高校生等バス通学費補助事業補助金交付申請書兼支払請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。
 - (1) 購入した定期券の写し又は回数券の領収書、若しくは購入金額等が明示されているもの
 - (2) その他村長が必要と認めるもの
- 2 交付申請期限は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 1ヵ月の定期券については、定期券の利用開始日から90日以内に申請するものとする。

- (2) 3ヵ月以上の定期券については、定期券の利用開始日から有効期限内に申請するものとする。
- (3) 回数券については、料金の支払い日から90日以内に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 村長は、補助対象者から申請書が提出されたときは、その書類を審査し、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者へ通知するものとする。

(履行確認及び実績報告)

第7条 履行確認については、購入した定期券等の確認をもって行い、これをもって補助事業の完了及 び実績報告とみなすものとする。

(補助金の支払い)

- 第8条 村長は、第6条の規定により交付の決定をした場合は、補助対象者に対し30日以内に申請書に 基づき補助金を支払うものとする。
- 2 補助金の支払い月は、別表のとおりとする。

(補助金額の確定)

第9条 村長は、交付決定を受けた補助対象者からの実績報告を適当と認めたときは、交付すべき補助 金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 10 条 村長は、交付決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付対象となる定期券等を途中で解約したとき。
 - (3) その他村長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第 11 条 村長は、補助金の交付決定を取り消した場合において当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた補助対象者に対しその返還を求めるものとする。

別表 (第8条関係)

申請月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
補助金支払月	7月	10 月	1月	4月

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

生坂村長 殿

住	所	生坂村		
申請	者名	(保護者)		印
連系	各先	(TEL)		

生坂村高校生等バス通学費補助事業補助金交付申請書兼支払請求書

高校生等バス通学費の補助を受けたいので、下記のとおり申請します。 なお、交付決定された場合には、下記補助金を下記口座に振込んでください。

フリガナ							住所	生物	支村			
	生徒氏名						14//1					
通学							性別		男	•	女	
通学高校生等	生年月日	平成	年	月	l E	1	年齢					歳
等	学校名						学年					学年
	学校住所							電話	舌:	()	
		交通機関	バス	(定其	朝券・回	数券)						
	①通学路線	購入区間	\leftrightarrow									
利用力		利用期間	年	月	日~	年	月	日	購入費			円
るな		交通機関	バス	(定其	朝券・回	数券)						
利用する交通機関	②通学路線	購入区間	\Leftrightarrow									
関		利用期間	年	月	日~	年	月	日	購入費			円
合計金額 (①+②)												円
通学費補助申請額・補助金額											円	

※太枠内の項目を記入してください。

金融機関		銀行・信用金庫	(支店)、	JA生坂支所
4-5-17	普通			フリカ゛ナ		
口座番号	当座	N o .		口座名義		

【個人情報の取扱いについて】

この申請書及び添付書類に記載された個人情報は、通学や定期券購入状況等の補助金の交付要件を確認するためのみに使用します。

 指令第
 号

 年
 月
 日

殿

生 坂 村 長

生坂村高校生等バス通学費補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった通学費補助事業補助金については、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

2. 交付予定日 年 月 日